

新	旧	主な改正趣旨
<p style="text-align: center;">沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金 (海外販売促進支援) 実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成26年4月1日 決裁 平成27年3月30日 一部改正 平成27年8月14日 一部改正 平成28年3月25日 一部改正 平成29年3月31日 一部改正 平成30年3月30日 一部改正 平成31年3月28日 一部改正 令和2年3月27日 一部改正 <u>令和4年3月31日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金 (海外販売促進支援) 実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成26年4月1日 決裁 平成27年3月30日 一部改正 平成27年8月14日 一部改正 平成28年3月25日 一部改正 平成29年3月31日 一部改正 平成30年3月30日 一部改正 平成31年3月28日 一部改正 令和2年3月27日 一部改正</p>	
<p>(通則)</p> <p>第1条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金(以下「補助金」という。)のうち、海外販売促進支援に対する補助金の交付については、補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第2条 略</p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金(以下「補助金」という。)のうち、海外販売促進支援に対する補助金の交付については、<u>沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱</u>(以下、「交付要綱」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第2条 略</p>	<p>補助金名称の省略が可のため削除</p>
<p>(実施期間)</p> <p>第3条 実施期間は、原則、当該会計年度の4月1日から<u>1月末日</u>までとする。ただし、実施期間外で行</p>	<p>(実施期間)</p> <p>第3条 実施期間は、原則、当該会計年度の4月1日から12月<u>31日</u>までとする。ただし、実施期間外で行うこ</p>	<p>企業からの要望があり、実施期間を</p>

<p>うことが、更なる認知向上等につながるものと認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>とが、更なる認知向上等につながるものと認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>1月延長する。</p>
<p>(補助対象経費) 第4条第1項から第3項まで 略</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p><u>(補助対象外経費)</u> <u>第5条 補助事業の対象となる目的外をかねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。</u> <u>2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。</u> <u>3 その他の地域での人件費は補助対象外とする。</u> <u>4 国際観光旅行税は補助対象外とする。</u></p>	<p>(補助対象経費) 第4条第1項から第3項まで 略</p> <p><u>4 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。</u> <u>5 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。</u></p>	<p>他支援メニューの構成に合わせ、第5条に補助対象外経費の条文を設けるため削除</p>
<p>(交付の申請) 第6条 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。 (1) (2) 略 2 設立1年未満の県内事業者等による申請 決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、第1項第1号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。ただし、次に掲げる書類を全て提出すること。 (1) 当該企業が、県産品等輸出実績を証する船荷証券(B/L)等。</p>	<p>(交付の申請) 第5条 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。 (1) (2) 略 2 設立1年未満の県内事業者等による申請 決算期が未到来のため納税手続がなされていない場合、第1項第1号の県税納税証明書及び国税納税証明書を省略することができる。ただし、次に掲げる書類を全て提出すること。 (1) 当該企業(輸出者)が、県産品等輸出実績を証する船荷証券(B/L)等。</p>	<p>・輸出者に限らないため削除する。</p>

<p>(2) 当該企業から、輸出先の輸入者へ宛てた請求書 (インボイス) <u>等</u></p> <p>3 ~ 5 略</p>	<p>(2) 当該企業 <u>(輸出者)</u> から、輸出先の輸入者へ宛て た請求書 (インボイス)</p> <p>3 ~ 5 略</p>	
<p>第 6 条から第10条 略</p>	<p>第 6 条から第10条 略</p>	